

2025 年 10 月 28 日

阿波銀ホール 4 F

資料作成：森本喜代貴

全国水平社 100 年と徳島水平社

■ 全国水平社の歴史

- ① 1871 (M4) 年 太政官布告発令。いわゆる「解放令」。しかし、発令後もなんら社会意識が変化しなかったため、現在では「身分廃止例」「賤民廃止令」などと称することもある。
- ② 1921 (T10) 年 7 月、佐野学が「特殊部落民解放論」を発表。
同年、11 月に奈良県柏原に水平社創立事務所設置。(西光万吉、坂本清一郎、駒井喜作ら)
- ③ 1922 (T11) 年 1 月、水平社創立趣意書「よき日のために」発刊

■ 水平社創立大会

1922 年 3 月 3 日

京都岡崎公会堂において全国水平社創立大会開催。

水平社宣言

綱 領

- 一、特殊部落民は部落民自身の行動によって絶対の解放を期す
- 一、吾々特殊部落民は絶対に経済の自由と職業の自由を社会に要求し以て獲得を期す
- 一、吾等は人間性の原理に覚醒し人類最高の完成に向って突進す

水平社の思想

- ① それまでの運動とちがって、自分たちの内部ではなく、自分たちをとりまく社会に、差別を生み差別を支える構造を見出した。
- ② 社会の側の同情にすぎるのではなく、自分たちの力で差別に立ち向かおうとした。
- ③ 「人間をいたわる」のではなく、「**人間を尊敬する**」ことを運動の原点に置いた。
- ④ 差別を受けていたからこそ、最も人間らしい生き方をしてきた。差別を受けてきたことは隠すべき、はずかしいことではない。 ⇒ 「えた」であることを誇りうる時が来たのだ
- ⑤ 「**人間に光あれ**」と高らかに宣言することで、普遍的な人間の価値の実現を求めようとした。

この精神は、水平社設立直後の取り組みにも見えている。

- ・ 1922 年、設立直後に関西朝鮮人連盟結成のとき、泉野利喜蔵、米田富らが出席。

- ・ 1923 年 4 月には韓国において被差別民である「白丁」が反差別組織である「衡平社」との連帯を示す書類が 2016 年にアジア太平洋地域ユネスコ世界記録遺産（MOWCAO）に登録されている。
- ・ 1926 年，水平社の結成に刺激を受けた北海道アイヌを中心とした「解平社」を節制し，水平社も連帯のあいさつを送っている。

つまり，水平社の精神の本質は「人間を尊敬すること」である，

徳島県の解放運動と水平社

運動の歴史概要

年	事 柄	備 考
1871（M4）年	太政官布告（賤称廃止令又は 解放令 ）	戸籍編纂（壬申戸籍）
1902（M23）年	岡山県和気郡に「 備作平民会 」が結成	三好伊平次
1906（M39）年	島崎藤村の小説「破戒」出版	
1912（T1）年	大和同志会結成	
1914（T3）年	帝国公道会結成	
	岡山県青年同志会結成	
	富山県で 米騒動 が起こる	
1920（T10）年	「 特殊部落解放論 」（佐野学著）が発表される	
1921（T10）年	奈良県柏原に 水平社創立事務所設立 （11 月）	
1922（T11）年	大日本平等会 ，大日本同胞差別撤廃大会が，大阪中之島で開催される。会場で水平社設立のビラがまかれる（2 月 21 日）	
	京都岡崎公会堂において「全国水平社創立大会」が開催され，「水平社宣言」が採択される（3 月 3 日）	
	関西朝鮮人連盟 結成 泉野利喜蔵，米田富らが出席	
1923（T12）年	朝鮮において「 衡平社 」が結成	
	全国水平社青年同盟結成 （大阪）11 月	
	「 全国婦人水平社設立の件 」発議さる（ 阪本数江 ）	第二回大会
1924（T13）年	徳島県加茂名水平社結成 （12 月 24 日）	
1925（T14）年	全国水平社青年連盟結成（5 月）	
1926（T15）年	アイヌの人権団体「 解平社 」結成	
1927（S2）年	南梅吉ら， 日本水平社 を結成（京都）	

1928 (S3) 年	徳島県融和団体連合会結成 (6 月)	
1936 (S11) 年	全国部落調査	地名総監の原典
1941 (S16) 年	帝国議会で「言論出版集会結社等臨時取締法」を可決 (12 月)	12 月 8 日 太平洋戦争開戦
1942 (S17) 年	1 月 20 日までに申請しなかったため 全国水平社は自然消滅 また同じく <u>日本水平社も 1 月 17 日に解散</u>	
1945 (S20) 年	志摩会談が行われる (10 月) 上田音市, 松田喜一, 朝田善之助, 野崎清二ら	8 月 15 日終戦
1946 (S21) 年	全国部落代表者会議開催, 部落解放全国委員会結成 。(2 月京都)	
1948 (S23) 年	部落解放全国委員会 徳島県連結成大会	
1955 (S30) 年	第 10 回全国委員会 で「部落解放同盟」と改称	
*1959 (S34) 年	<u>全国自治研集会で「部落解放と自治体行政」の分科会を設置</u>	
1960 (S35) 年	全日本同和会結成大会 (5 月 東京)	
1961 (S36) 年	同和对策審議会第 1 回総会	
*	第 1 回自治体職員部落問題研修会開催 (6 月大津市)	
1965 (S40) 年	同和对策審議会答申 出される	
1967 (S42) 年	総理府が全国同和地区実態調査を実施	
1968 (S43) 年	小松島支部, 徳島市内, 鮎喰で同盟支部結成 これには支部で失対で働く 7 人の女性を中心であった。	鮎喰支部 弘瀬HPより
1969 (S44) 年	同和对策事業特別措置法衆参両議会で可決成立	
	7 月 19 日, 阿南市役所において 13 支部, およそ 700 人が参加して「 部落解放同盟徳島県連合会 」結成される	*
	矢田教育差別事件	
1969 (S44) 年	小松島事件 駒井昭雄が逮捕された事件	糾弾が初めて裁判で認められた事件
1975 (S50) 年	最高裁, 興信所の部落差別につながる身元調査は憲法違反と判決 (4 月)	
	部落地名総監事件発覚	
	部落解放中央共闘会議結成 (東京・12 月)	
	徳島支部で県下初の「識字学級」が開設	
1976 (S51) 年	戸籍の公開制限 (5 月)	

	戸籍法改正（6 月）、壬申戸籍の交付制限	
1978（S53）年	徳島県で訪宅実践が取り組まれる	
1981（S56）年	矢田教育差別事件に有罪判決、 糾弾権は認める （3 月）	
1986（S61）年	全国自由同和会結成 （京都・八幡市、7 月）	
1993（H5）年	阿南市、海部町、牟岐町、日和佐町で「部落差別撤廃人権擁護に関する条例」制定	この後、各地で同様の条例が制定される
2013（H25）年	戸籍の不正取得事件で、東京の行政書士に名古屋地裁が有罪判決（懲役 2 年 6 月、執行猶予 3 年）（3 月）	
2016（H28）年	「 全国部落調査復刻版 」販売発覚（2～3 月）	鳥取ループ
	「 全国部落調査復刻版 」問題で、鳥取ループ・示現舎裁判、第 1 回口頭弁論（7 月）	
	「 部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法） 」（12 月）	

（参考資料：写真記録・部落解放運動史「全国水平社 100 年」）

■徳島県加茂名水平社

四国では 1923（T12）年 4 月に高知県、同年同月愛媛県、1924（T13）年には香川県で水平社が結成されていたが、**1924 年 12 月 24 日**にはようやく井藤正一、宮本小三郎らが中心となり、青年団有志とともに名東郡青年団福井支部において「**加茂名水平社**」結成大会を開催。このとき香川三豊水平社、愛媛氷見水平社も列席した。加茂名水平社初代委員長は井藤正一が務めている。

初期の運動として最も熱心に取り組んだのは近隣部落の青年団への宣伝と、この頃に頻発した差別事件に対する糾弾とそれを契機とした演説会を通じた部落内外の啓発活動であった。

〈学生の差別問題〉

・旧徳島中・徳島商業の生徒が汽車通学の途中、沿道の田園で働いている老人、子供などをめがけて差別的な嘲罵を試み、悔しがるとを汽車の窓から嘲笑して過ぎる学生共は、この悪戯に興味を覚えてか、それは次第に激しくなり、遂にはノートの紙を破って、それに差別的の嘲罵の文句を書いて、それに石をくるんで、遠くの方に働いている吾れ口兄弟の方へ窓から投げつけると言った有様であった。

（「徳島県の水平運動」より、原文どおり）

『大阪水平新聞 1924（T14）年 10 月 20 日付』より

加茂名水平社の設立の時、全国水平社の綱領・宣言とともに「決議文」が採択されているが、綱領・宣言は変わらないが、決議文は次のようになっている。

（綱領・宣言 省略）

決議文

一、吾等に対穢多及び特殊部落民の言行を以て侮辱的意思を表示したときは徹底的の糾弾を為す。

一、学校当局に対し水平運動の了解を求め民族的差別の不可なることを勧告すること

一、政府及び其他一切の侮辱的改善策及び恩恵的施設の改革を促す

特徴的なのは、決議の 2 つめと 3 つめが大きく違っている点である。ここに徳島の水平運動の理念が盛り込まれているのではないかと感じる。**(続発する学校での差別事件に憂慮した結果ではないか)**

また、初期の運動として最も熱心に取り組んだのは近隣部落の青年団への宣伝と、この頃に頻発した差別事件に対する糾弾とそれを契機とした演説会を通じた部落内外の啓発活動であった。また、これらの講演会には殊に水平の行者と呼ばれる「栗須七郎」が頻繁に徳島に来県している。

徳島の水平社結成以来、中心的に徳島で講演活動を行ってきたのが「水平の行者」と呼ばれる栗須七郎である。栗須は 1924 年の加茂名水平社結成以降、1925 年に 3 回、27 年、31 年、32 年と講演を行い、33 年には高松差別裁判糾弾全国行進時にも来得しているということである。しかし、まだこの時代では栗須でさえ「天皇のもとの平等な『臣民』実現を目指した」とあるように、その思想には真の「解放」とは距離があったと思われる。それでも徳島の部落民を引きつけたのは、個人的には親鸞の教えがあったからではないかと推測される。〈個人的感想〉

また、加茂名水平社結成直後 1925 (T14) 年 3 月には地区公会堂において少年水平社設立会を開催したとある。

このように、加茂名水平社結成以来の大きな活動の多くが学校での差別事件に運動が集中していることを見れば、結成時の決議文の二つ目の「**学校当局に対し水平運動の了解を求め民族的差別の不可なることを勧告すること**」としたことが理解できる。

インターネットによる差別

全国部落調査復刻版出版事件

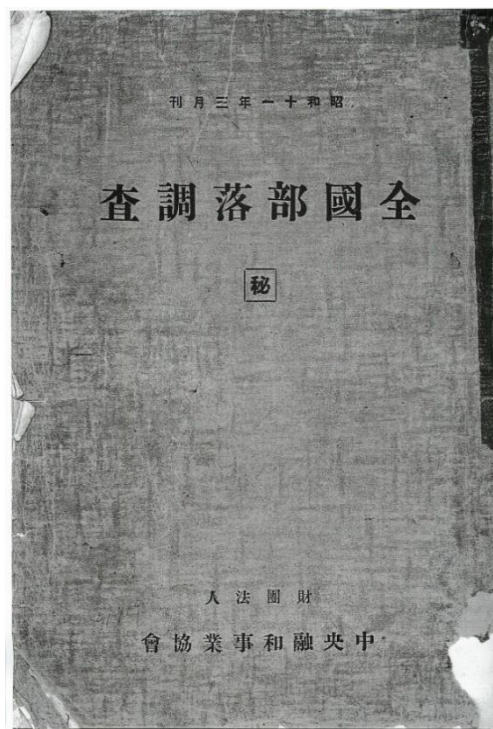
■ 部落地名総監

1975 年 11 月、全国の被差別部落の所在地や戸数、主な職業などを記載した差別図書が発見された。この図書は大手企業を巻き込んだ差別事件に発展し、解放同盟や法務省が回収に努力し、のべ 220 社を超す企業が購入し、その多くが企業や興信所、探偵業などの調査業であったことがわかった。回収された差別図書は、法務省が焼却処分した。しかし、その後も紙媒体の一覧から電子媒体へと移り、根強く販売されていくことになる。

原本の表紙

■ 全国部落調査復刻版の販売

2016 年 2 月、鳥取ループ・示現社によるインターネットでの新たな差別図書の販売が目論まれた。それは、1926 年に中央融和事業協会が全国を調査した、いわば「地名総監の原点」ともいえるものを電子化し、さらに現在地の地名を加えるといった悪質なものであった。この行為に対し、解放同盟はただちに抗議し、出版差し止めの仮処分申請を行った。2016 年 3 月 22 日、仮処分は認められ差し止めが決定されたが、なお削除することなく開示を続け、WEB で販売を続けたため、改めてサイト上の掲載削除を求めて仮処分申請を行い、横浜地裁は仮処分決定を行った。



解放同盟は仮処分はあくまでも仮なので、2016 年 4 月 19 日に東京地裁に損害賠償請求を提訴した。その内容は、次のようなものであった。

- ① 「全国部落調査」復刻版の出版差し止め
- ② ウェブサイトの削除
- ③ 損害賠償の請求

損害賠償については、

- ① 差別を受けない権利
- ② プライバシー権
- ③ 名誉権

が侵害されているとして、一人 100 万円の損害賠償である。

この裁判には、全国 31 都府県から、248 名と同時に団体として部落解放同盟の 249 人が原告となった。

2016 年 3 月 29 日

東京法務局が示現社代表のMを呼び出し、説示を行っている。

2016 年 3 月 29 日の説示

「あなたの行為は、あなたが同和地区であると適示した特定地域の出身者、住民等に対して、当該属性を理由として不当な差別的取り扱いをすることを助長し、又は誘発するものと認められ、人権擁護上到底看過することができない。よって、あなたに対して、前記各行為の不当性を強く認識して反省し、直ちに前記各行為を中止した上、今後、同様の行為を行うことの内容説示する」

このことは 4 月 5 日の国会で有田芳生議員の質問に、岩城法務大臣（当時）は「委員

からご指摘があった通り、不当な差別的取り扱い、これを助長する目的で、特定の地域を同和地区であるとする情報がインターネット上に掲載されるなどとしていることは、人権擁護場。看過できない問題であり、あつてはならないことだと考えています」と答弁している。

また、2018 年 12 月 27 日には、法務省は人権擁護局調査救済課長名で「インターネット上の同和地区に関する識別情報の適示事案の立件及び処理について」という通知を全国の地方法務局あてに出している。

法務省の依命通知 2- (1)

「特定の者を同和地区の居住者。出身者等として識別すること自体がプライバシー、名誉、不当に差別されない法的利益等を侵害するもの」「部落差別の歴史的本質を踏まえると、同和地区に関する識別情報の適示は、目的の如何を問わず、それ自体が人権侵害のおそれが高い。すなわち違法性のあるものということができる。

(朝日新聞デジタルの 2016 年の記事)。

「全国部落調査」復刻出版を差し止め 横浜地裁が仮処分

編集委員・北野隆一 朝日新聞デジタル

2016 年 3 月 28 日 19 時 19 分

川崎市の出版社が被差別部落の所在地や世帯数を記した戦前の調査報告書「全国部落調査」を書籍として復刻出版する計画に対し、横浜地裁の有賀直樹裁判官は28日、出版や販売を禁止する仮処分決定を出した。部落解放同盟と組坂繁之委員長ら5人の「出版は部落差別を助長する悪質な行為」とする申し立てを「相当」と認めた。出版社側は「あり得ない異常な決定」と反発。題名や名目を変えて出版する方針という。

申し立てなどによると、出版社側は2月、「全国部落調査」を復刻した書籍を4月1日に発売するとネット上で告知した。解放同盟側は、被差別部落名を記して1970年代に販売され、身元調査に使われた「部落地名総鑑」と同様、今回の書籍も「差別図書だ」として出版や販売の中止を要請。通販サイトや書店は書籍の取り扱いを中止したが、出版社側は要請を拒んだため、解放同盟側が22日、横浜地裁に出版や販売差し止めの仮処分を申し立てていた。部落地名総鑑は法務省が人権侵犯事件として調査、回収している。

決定に対し、解放同盟側の弁護士は「出版により結婚や就職での差別に利用され、被差別部落出身者に大きな不利益が及ぶことを理解して差し止めを認めた裁判所に感謝したい」と述べた。一方、出版社経営者は「出版は研究目的であり、禁止は学問の自由や表現の自由の否定だ。仮処分が出ても、題名と名目を変えて出版する」と話した。

この後、民事として「損害賠償請求」を地裁に提訴。2021 年には原告勝訴の判決を受

けることになるが、その内容には納得できない部分もあり、現在被告原告ともに控訴し、8月3日には第1回の口頭弁論が開かれ、同年9月27日、東京地裁は被差別部落の一覧表公表が部落差別を助長することを認め、被告に出版差し止めの判決を下した。

判決の要旨は次のとおり。

評価点

- ① 被差別部落の一覧表を公開することは、プライバシーを違法に侵害する。
- ② 「全国部落調査」と「部落解放同盟関係人物一覧」の公表による損害賠償を認めた。
- ③ 被差別部落の一覧表の公開は、人格権を侵害する行為であり、損害賠償に加えて公開差し止めも認めた。
- ④ 現実に部落差別が残っており、地名公表は結婚・就職で深刻な被害を受ける恐れがあることを認めた。

課題点

- ① 「差別されない権利」を認めず、プライバシーの侵害だけで判断した。
- ② カミングアウトとアウティングの違いを理解せず、部落出身であることを公表している者はプライバシーの侵害を認めていない。

①の理由として裁判所は、

- ・被差別部落の地名を出すことが差別になるという法律がない。
- ・地名一覧の公表は、そこに現住所や本籍を置いている原告のプライバシーを侵害することは明白。だから裁判所としては、プライバシーの侵害で原告らの訴えを裁くことになる。
- ・プライバシーの侵害という観点で裁く場合、地名一覧表に現住所・現本籍のないものはプライバシーが侵害されたとは認められない。
- ・原告がいない県は、そもそもプライバシー侵害が発生しないのだから、差し止めの対象にならない。したがって、プライバシー侵害が認められる原告が一人もいない県と、原告がいない県の差し止めはできない。

としている。また、②の問題については、部落出身であることを公表している者は、プライバシー侵害を認められないことである。これはカミングアウト（名乗り）とアウティング（さらし）違いを理解していない。

差別姓を認めたことは当然のことであるが、原告のうちすでにその出自が公表されている者、本籍地を離れている者などは対象外とするなど、我々の求める重要な部分である「差別されない権利」が認められずプライバシーの侵害だけを判断の根拠とした点など、大きな課題が残されたため、10月11日には東京高裁へ控訴した。

「全国部落調査」復刻版出版事件高裁判決確定で声明

「解放新聞」(2025.1.15-3125)

1 事件の概要と最高裁決定の内容

2024年 12 月4日、最高裁判所(第3小法廷 平木正洋裁判長)は、いわゆる「全国部落調査」復刻版出版事件について、一審原告と一審被告の双方による上告を棄却し、上告受理申立てを不受理とし、当該事件についての東京高裁判決(2023年6月 28 日判決。土田昭彦裁判長)が確定することとなった。

この事件は、出版社を名乗る「示現舎」(代表:宮部龍彦)が、「復刻版 全国部落調査」と称して全国の被差別部落の「部落名」や「現在地」などを一覧表にした書籍を出版しようとし、同書籍の電子データや「部落解放同盟関係人物一覧」などと称して個人の住所や電話番号・SNSのアドレスなどのプライバシー情報を承諾なくインターネット上に開示しダウンロード可能な状態においていたことに対し、原告ら合計249名が、①「復刻版 全国部落調査」の出版の禁止や上記データ類をインターネット上から削除することを求め、②「部落解放同盟関係人物一覧」のインターネット上からのデータ削除を求め、③原告1名あたり110万円の損害賠償を求めている事件である(訴訟の経過とともに死亡した原告が生じたため最高裁の決定時には一審原告の数は235名となった)。

2 原告団・弁護団の最高裁決定に対する受け止め

(1) 差別されない権利を最高裁判所が承認した点は歓迎する

本件の東京地裁判決(2021年9月 27 日判決。成田晋司裁判長)は原告の権利侵害の内容について「差別されない権利」の侵害を認めず、主としてプライバシー権侵害が存在するものと判断した。

これに対し東京高裁判決は、正面から「差別されない権利」が侵害されることを認め、しかも「差別されない権利」は憲法 13 条及び 14 条に由来することを宣言した。

差別されない権利を人格権の内容として承認した判例は本件が初であり、最高裁が憲法に由来する一般的な権利内容として「差別されない権利」を承認したことは、すべての差別と闘う人士にとって画期的な成果であると言える。原告団・弁護団はこの点について歓迎する。

(2) 東京高裁判決の緻密な分析と論理構成を最高裁が是認した点は評価する

本件の東京高裁判決は、①部落差別の実態を詳細に分析し、②制度上の身分差別はなくなってもかかわらずなお差別・偏見が残存していることは部落差別の根深さを示すものであると評価し、③部落差別はその後の人生に甚大な被害を与えることを認め、④インターネットの部落差別の特質(ネットは便宜さもある反面で誤った興味本位の情報もあり、インターネット上の情報に接することで新たな差別意識が生じかねない点)を踏まえ、⑤差別されない権利の侵害を認めるという、緻密かつ詳細な論理性をもって作成されている。

この東京高裁判決を最高裁としても是認したことは、インターネットの発達に伴い、新しい形で部落差別が激化している現状を踏まえた適切な判断であると評価する。

(3) 出版などの差止範囲を限定した点については厳しく批判する

本件の東京地裁判決は出版差止の都府県の範囲を 25 都府県にとどめ、東京高裁判決はこれを 31 都府県に拡大したが、最高裁は更なる拡大を行うことを回避した。被差別部落の地名を晒すことはどの都府県であっても違法であるが、権利侵害を認める原告がいない都府県については差止の対象範囲外であるとする東京高裁判決の判断が維持されたことになる。

しかしながら、差止対象から漏れた 10 の都府県において部落差別が生じないことはあり得ないし、都府県をまたいだ住所の移転も日常茶飯事であるから、最高裁の判断は硬直的では認できない。インターネットは県境どころか国境すら軽々と超えて情報伝達をするのであるから、全国一律の出版差止を認めるべきであった。

ただし、最高裁としても東京高裁判決が差止対象外とした 10 の都府県について被差別部落の地名を晒すことは違法と判断していることは広く認識されるべきである。

3 原告団・弁護団は今後も部落差別の解消に向けて奮闘する

本件は最高裁決定により終了することとなるが、一審被告は東京高裁判決が出て以降も執拗に、手を替え品を替え、被差別部落の地名を晒すことに執着している。

部落差別解消に立ち上がる人々は既に全国3つの地方裁判所(新潟、埼玉、大阪)で「部落探訪削除訴訟」を提起し、なお部落差別を煽り続ける一審被告らを追い詰める闘いを続けている。これらの闘いは一審被告をはじめ、部落差別を煽るすべての差別者に対して続けられるであろう。

その一方で、本件判決は原告のいない都府県における差止を認めないことなど、個人の権利侵害が前提となる民事訴訟の限界を示した。なお部落差別をやめようとしらない人が存在する以上、一般的な「差別禁止法」の制定が必要不可欠である。

原告団・弁護団は、この世の中からすべての差別をなくすために本判決を活用し、今後も奮闘することを誓って声明とする。

2024年 12 月 10 日

「全国部落調査」復刻版出版事件原告団・弁護団一同

参考資料

- ・ 水平社 100 年記念写真集
- ・ 許すな！鳥取ループ示現社（「全国部落調査」復刻版出版事件裁判・特集）
- ・ 解放新聞（No.3005, No.3008）

インターネット上の差別

1 インターネット上における主な差別

- ・ヘイトクライム
- ・誹謗中傷
- ・プライバシー侵害
- ・差別的表現・・・人種，国籍，性別，性的指向，障がい

など

2 インターネットに関する法律

○高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（IT基本法）

デジタル社会形成基本法の施行に伴いR 3 年 9 月に廃止

○サイバーセキュリティ基本法

○不正アクセス行為の禁止等に関する法律（不正アクセス禁止法）

○電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律

○特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律 （プロバイダー責任法）

○特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（迷惑メール防止法）

○取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の保護に関する法律（取引DPF 法）

など（「東京暮らしWEB」参照）

3 差別投稿が多いアカウント

x（旧 Twitter）

アカウント名	ユーザー名
神奈川県人権啓発センター（公式）	@K_JINKEM
示現舎	@jigensha
奈良県人権啓発センター（公式）	@nara_jinken
悪しき日本の伝統を令和に残すな	@sasasaki1994md
部落の人の今を知りたい	@quietboy888
栗須	@kurisu_1882

加差別情報が多いが、地域の写真などはない

アカウント名	ユーザー名
全国同和連盟中央本部	@jinken_kaihou
東京都部落差別解消人権研究所	@tokyotojinken

YouTube

アカウント名
神奈川県人権啓発センター
riden1234jack123456
みっちいTV
旨塩きゅうり
歩行型ドローン
同和地区研究所
路地裏さんぽ
地理スポット
朝日新聞縮小団
人情バイオレンス探訪
旅へいの潜入日記
鮪アンダーグラウンド
Ochiai Channnell
スピードキング三重
Wajuntei

等々

インターネット関連の法律，準則，ガイドライン

施行日	法律名	参考資料
2005（H17）年4月1日施行	個人情報の保護に関する法律 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律	・安心して個人情報を取り扱うためには（インターネット協会）

2004（H16）年4月1日施行	著作権法	・著作権Q&Aシリーズ（著作権情報センター） ・著作権（文化庁）
2003（H15）年9月13日	インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（略称：出会い系サイト規制法）	・出会い系サイトを利用した援助交際の勧誘は犯罪です。（全国防犯協会連合会） ・出会い系サイト規制法について（インターネット休会）
2001（H13）年4月1日 改正	風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（略称：風営法）	・改正風俗営業法適正化法について（インターネット協会）
2004（H16）年6月1日改正 昭和51年訪問販売法制定後改正続く	特定商取引に関する法律	・特定商取引に関する法律の改正のポイント（経済産業省）
2003（H14）年7月1日	特定商取引に関する法律施行規則の改正（電子メールによる一方的な商業広告の送りつけへの対応）	・財団法人日本産業協会 ・いわゆる「迷惑メール対策2法」についてのパンフレット（経済産業省，総務省）
2002（H14）年7月1日	特定電子メールの送信の適正化等に関する法律	・財団法人日本データ通信協会「迷惑メール相談センター」
2001（H13）年12月25日	電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律	
2003（H15）年6月13日	電子取引等に関する準則の改定	
2001（H13）年4月1日	電子署名及び認証業務に関する法律	
2001（H13）年12月25日	電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律（略称：電子消費者契約法）	
2001（H13）年10月22日	インターネット通販における「意に反して契約の申込みをさせようとする行為」に係るガイドライン	
2001（H13）年4月1日	消費者契約法	・消費者系や気泡について（内閣府 国民生活局）

2002（H14）年5月27日	特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の火事に関する法律（通称：プロバイダー責任法）	・プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会（社団法人テレコムサービス協会） ・2003（H15）年11月11日 名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン ・プロバイダ責任制限法対応事業者協議会（社団法人テレコムサービス協会）
2003（H15）年8月1日改正 S59年12月25日以降改正続く	電気通信事業法	・「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」（総務省）
2002（H16）年4月1日 2000（H12）年8月13日	「通信傍受」犯罪捜査のための通信傍受に関する法律	
2004（H18）年1月1日	不正競争防止法の一部を改正する法律	
2000（H12）年2月13日	不正アクセス行為の禁止等に関する法律	

4 改正情報流通プラットフォーム対処法（プロバイダ責任制限法の一部改正）の概要

事業者の責務

- ① 対応の迅速化
- ② 運用状況の透明化

○各事業者のポリシー

■Googleヘイトスピーチに関するポリシー

YouTubeはヘイトスピーチを容認しません。以下の属性（これらはYouTubeのポリシーにおける保護対象グループへの所属を示します）に基づき、個人や集団に対する暴力や差別を助長するコンテンツは許可されません。

- ・年齢
- ・カースト，民族，人種
- ・障がい

- ・在留資格
- ・国籍
- ・宗教
- ・性別，ジェンダー，性的指向
- ・深刻な暴力を伴う出来事の被害者とその親族

このポリシーに違反するコンテンツを見つけた場合はご報告ください。コミュニティーガイドラインへの違反を報告する動画やコメントがいくつかある場合は、そのチャンネルを報告してください。

危険又は中傷的なコンテンツ

以下は許可されません。

人種，民族，宗教，障がい，国籍，従軍経験，性的指向，性別，性同一性障害など，制度的差別や軽視に結びつけられる特性に基づいて，個人又は集団の排斥を促し，差別を助長し，誹謗しているコンテンツ

例（一部）：ヘイトグループ（差別主義団体）を支援したり，ヘイトグループ関連のアイテムを宣伝するコンテンツ，特定の個人や集団が非人間的である，劣っている，または排斥に値すると見なすことを他者に促しているコンテンツ

X ヘルプセンターヘイト行為

概要

人種，民族，出身地，社会的地位，性的指向，性別，性同一性障害，信仰している宗教，年齢，障がい，深刻な疾患を理由とした他者への直接的な攻撃行為を禁じます。

他人または集団を標的とする，ツイートまたはダイレクトメッセージによる，以下のいずれかの行為が見られるアカウントに対しては，検討のうえで執行措置を執ります。

○ヘイト行為への言及

Xは，個人または集団を，一部の国や地域で規定されている保護対象のカテゴリーの人々が主な標的または犠牲者となった暴力や暴力事件をほのめかし，攻撃する意図を持ったコンテンツの標的にすることを禁止しています。これには以下の内容をほのめかす，または描写したメディアやテキストが該当しますが，これらに限定されません。

- ・集団虐殺（ホロコーストなど）
- ・リンチ殺人

○中傷や差別的揶揄

Xは，他者を繰り返し中傷すること，差別的揶揄の対象にすること，そして法的または社会的に守られるべき特定のカテゴリーの人々を貶めたり，そのような人々に対する否定

的または有害な偏見を助長したりすることを目的とした、その他のコンテンツの標的にすることを禁止しています。他者への嫌がらせまたは威圧を目的とした中傷、人種差別または性差別表現（これらに限定されません）がひどく繰り返し使用されている場合には、X はツイートの削除を要請することがあります。他者への嫌がらせまたは威圧を背景としたこれらの行為（ただしこれらに限定されません）の重大度が中程度で、なおかつ 1 回のみ野場合には、X は以下に示すようにツイートの表示を制限することがあります。

・ 人間性の抹消

また、宗教、社会的地位、年齢、障がい、深刻な疾病、出身地、人種、民族、性別、性同一性、性的指向を理由に特定の集団を非人間的に扱う行為を禁止しています。

・ ヘイト表現を伴う画像

人種、宗教、障がい、性的指向、性同一性、民族/出身国を理由に他者に対して敵意や悪意を増幅させることを目的とするロゴ、象徴、画像は、ヘイト表現を伴う画像と見なします。ヘイト表現を伴う画像の例としては以下に挙げられますが、これらに限定されません。

- ・ 歴史的にヘイト助長組織に関連した象徴（ナチスのカギ十字など）
- ・ 非人間的に扱われた個人を含む画像、またはヘイトの象徴を含むよう加工された画像（個人画像を加工し、獣のような姿にするなど）

Metaポリシー コミュニティ規定 ヘイト行為

ポリシーの基本理念

Metaでは、利用者が自身の属性を理由にした攻撃を受けていると感じることがなければ、より自由な発言と交流が可能になると信じています。そのため、Facebook, Instagram, またはThreadsでは悪意のある行為を許しません。

Metaが考える悪意のある行為とは、概念や制度ではなく、人種、民族、国籍、障がい、宗教、社会的地位、性的指向、性別、ジェンダーアイデンティティ、重度の病気など、保護特性と呼ばれるものを理由に人々を直接攻撃する事です。また、Metaでは、別の保護特性と一緒に言及される場合、年齢も保護特性と見なします。また、Metaは、難民、出稼ぎ労働者、移民、亡命希望者を最も深刻な攻撃から保護します。ただし、移民政策に対する評論や批判は認められます。同様に、職業などの保護対象でない特性についても、保護される特性とともに言及される場合には、ある程度の保護を提供しています。場合によっては、その地域に特有のニュアンスに応じて、特定の単語やフレーズを保護特性に対して頻繁に使用される代替表現と見なします。

T I K T O Kサービス規約

お客様が本サービスにアクセスし、または本サービスを利用するにあたり、本規約及び適用されるすべての法令を遵守してください。お客様は、以下の事項を行うことはできません。

人種、宗教、年齢、性別、身体的障がいまたは性的指向による差別を含む、人種差別主義的または差別的な内容

L I N Eヤフー共通利用規約**当社サービス利用にあたっての順守事項**

当社サービス利用に際しては、以下に定める行為を禁止いたします。

- (1) 法令、裁判所の判決、決定もしくは命令、または法令上拘束力のある行政措置に違反する行為
- (2) 社会規約、公序良俗に反する行為や、詐欺もしくは詐欺に関連する行為、当社もしくは第三者の著作権、商標権、特許権等の知的財産権、名誉権、プライバシー権、その他法令上の権利を侵害し、または他人の迷惑となる行為
- (3) 過度に暴力的な表現、露骨な性的表現、児童ポルノ・児童虐待に相当する表現、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地等による差別につながる表現、自殺、薬物乱用を誘引または助長する表現、その他反社会的な内容を含み、他人に不快感を与える表現を投稿等する行為

企業の社会的責任と公正採用**1 企業の社会的責任****企業の取り組みの背景**

○差別撤廃・人権確立の法整備や法遵守も日本国内・国際的見地から要請されている。

1. 1965年（昭和40年）に「同和問題は憲法の基本的人権にかかわる問題であり、これを未解決のまま放置することは絶対許されず、その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である…」とした同和对策審議会答申が出された。

2. **1960年代**は、日本経済の成長に伴いさまざまな歪みが発生し、国民の企業を見る目が厳しくなってくる。公害や環境破壊の問題が深刻化し、企業に対する社会的責任論が生まれ、1967年（昭和42年）「公害対策基本法」が成立した。
3. **1994年（平成6年）**「人権教育のための国連10年」が国連の場で決議・採択された。**1997年（平成9年）**発表された国内行動計画では、学校教育、社会教育の場とともに企業内研修啓発を通して「人権文化」の創造・構築が求められている。
4. **1997年（平成9年）**「**人権擁護施策推進法**」が5年間の時限立法として施行され、人権教育および啓発に関する施策の推進ならびに人権救済について審議されている。
5. そのほか、雇用における男女の均等な取り扱いをより実効あるものにするため、**1999（平成11）年「男女雇用機会均等法」・「労働基準法」・「育児・介護休業法」等の法律が改正施行（一部1998年より施行）され、さらに男女共同参画社会を形成させるための基礎的条件づくりとして、「男女共同参画社会基本法」も制定された。**

○しかしながらこの間、企業の社会的責任が追求された差別事象も生じている。

1. 「同和対策審議会答申」後10年、**1975（昭和50）年**に企業の差別体質が社会に問われた、いわゆる「**部落地名総鑑**」（資料2）などの差別図書の存在が明るみに出た。
2. **1998（平成10）年**に大手調査会社による「差別身元調査事件」が発覚。この調査会社と関わった企業は1400社にもおよび、人権の大切さが浸透している今日にあって、より悪質な差別事件として改めて企業の差別体質が問われている。
3. **2016年「全国部落調査 復刻版」の販売が発覚。解放同盟は差別図書だとして出版、販売の中止を要請。裁判所による中止の仮処分が出されたが、出版元の「示現舎」は「出版は研究目的であり、禁止は学問の自由や表現の自由だ。仮処分が出ても、題名と名目を変えて出版する」と話した。（朝日新聞デジタルより）**

○人権意識の高まりのなかであって、今なお続く差別事件。

1. 企業は、再度原点に戻って公正な採用選考の実施とあらゆる業務運営を人権の視点から見直し、人権を尊重する企業文化の形成が求められている。

2. 企業の反社会的行為に対する責任を問われるだけでなく、近年、通常の企業行動に社会的責任を問われるようになってきている。企業評価の基準が多様化し、S A 8 0 0 0、グローバル・コンパクトなど、企業行動のガイドラインが示されており、社会的に責任ある企業めざし、それらを採用する動きが今後強まることであろう。

求められる企業像は、人権意識にあふれ社会に貢献する企業

2 企業と人権

「なぜ企業が人権問題に取り組まなければならないのか」という質問がよくでる。企業である以上、利潤を追求することは当然だが、それと同時に、社会との連帯、言い替えれば企業が果たす社会的責任の重大さに目を向けることが大切。

昨今、国内はもとより国際的にも人権問題が大きく取り上げられており、企業の海外進出に伴い、経済摩擦とともに人権・文化摩擦をひき起こし、多額の賠償金を支払ったという事例も出ている。

これからの企業活動は人権尊重の視点なしにはありえないという認識が必要となっている。

企業がその社会的責任を自覚し、人権尊重の確保に向けての活動を推進しなければならない理由はおおむね次の5点にまとめることができる。

(1) 企業活動、営業活動との関わり

製品の製造や販売、サービスの提供などの企業活動において、使う立場の人のことを考えずに製品を作ったり、販売活動に際して特定の地域や相手により差を設けるといったことは人権尊重の理念の欠如や理解不足からくるものであると言えます。どのような企業活動でも、その基本に人権尊重の理念が貫かれていなければならない。

(2) 雇用と採用選考システムとの関わり

「就職」は、一人ひとりの人生に大きな影響を与える。採用選考時に、家庭の状況や出身地など**本人の責に帰すことのできない理由**により、差別することは許されないことである。企業は、人権問題への理解を深め、基本的人権を尊重した公正な採用選考を行わなければならない。

(3) 従業員に対する啓発の責務

平成12(2000)年12月に施行された「**人権教育・啓発推進法**」にもあるように、人権教育及び啓発は学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて行わなければならない。

(4) 人事管理、労務管理との関わり

経済情勢の変革や働く人の意識の変化などにより、企業における人事管理のあり方は大きく変化してきている。一人ひとりの個性を尊重し、可能な限り自己実現を満たすことのできる組織づくりが求められており、人権尊重の理念は企業にとって欠かせないバックボ

ーンといえる。

(5) 社会的影響との関わり

人権問題に対しても、社会に大きな影響力を持つ企業が、その解決のため、積極的に社会的責任を果たさなければならない。人権問題に関心を持ち、人権問題の解決に企業として地域社会と共に取り組むことが、企業の評価を高め、活力を増加させることにつながる。

2000（平成12）年12月に、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、国や地方公共団体の責務として、人権教育及び人権啓発に関する施策の策定及び実施、また、国民の責務として、人権尊重の精神の涵養及び人権が尊重される社会の実現への寄与が規定された。

さらに、2002（平成14）年3月には、「人権教育・啓発に関する基本計画」が閣議決定され、厚生労働省において「雇用主に対して就職の機会均等を確保するための公正な採用選考システムの確立が図られるよう指導・啓発を行う」こととされ、事業所における公正な採用選考システムの確立は、ますます重要になってくる。

公正な採用選考の基本的な考え方

チェックポイント

- ☐ 「人を人としてみる」人間尊重の精神、すなわち応募者の基本的人権を尊重する
- ☐ 応募者の持つ適性・能力を基準として採用選考を行う
- ☐ 応募者に広く門戸を開く

(1) 人を人としてみる

世界人権宣言は「すべての人間は、生まれながら自由で、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、同胞の精神をもって互いに行動しなければならない」とうたっている。

また、日本国憲法は、すべての人に職業選択の自由を保障している。求職者にとって、「就職」は生活を左右するものであることはもちろん、その労働を通じて社会生活や社会活動に参加し、自己実現を図る極めて重要なものである。

一方、企業にも、採用方針や採用基準、採否の決定など採用の自由が認められている。企業における「人（労働力）」の問題も、その事業の盛衰に大きな影響を及ぼす重大事であり、各々の事業計画や従業員の異動等諸般の情勢に応じ、採用活動を行っていることと思う。

(2) 応募者の持つ適性・能力を基準として採用選考を行う

職業選択の自由、すなわち就職の機会均等は、誰でも自由に自分の適性や能力に応じて職業を選ぶことができるということであるが、そのためには、雇用する側が差別

のない公正な採用選考を行う必要がある。

(3) 応募者に広く門戸を開く

誰でも欠点や短所があるが、その人にしかない持ち味、活かす価値を持っている。

それぞれの持つ特性を引き出すためには、まず、求人条件に合ったすべての人が応募できる原則が確立されなければならない。

その上で、応募者の適性・能力を表面的に判断せず、潜在的な能力や採用後の教育訓練による可能性も積極的に見いだすような配慮が大切である。

女性、障がい者、高年齢者及び外国人などの雇用に関する留意点を念頭に置きながら、応募者が働く意欲と能力を十分に発揮できるような、採用選考システムと職場環境を整備する必要がある。

3 「公正採用選考」の歩み

(1) 同和問題と「統一応募用紙」策定の取り組み

「統一応募用紙」が策定される以前の新規高卒者の応募用紙については、会社独自に作成された社用紙が使われ、その中には「家族構成・職業」はもとより、「家族の死亡状況」や「動産・不動産の資産状況」など、就職差別につながる事項が数多くあった。そして、その事は、結果として同和関係者をはじめとした特定の人々を排除することにつながり、また実際に就職差別事件が多く発生していた。（後掲資料参照）

(2) 「部落地名総鑑事件」の反省と公正採用選考の取り組み

労働省（現：厚生労働省）では **1977（昭52）年**、企業に対し、公正な採用選考システムの確立を図ることを求め、「**企業内同和問題研修推進員（現：公正採用選考人権啓発推進員）**」制度を定めた。

資料 1

【1970 年】

あいつぐ就職差別事件に対する闘いから広島で「広島県高等学校統一書式」が作成される。

【1971 年 2 月】

京都・兵庫・奈良・大阪などの闘いから近畿高等学校進路指導協議会作成の「近畿統一応募用紙」が実現する。

【1973 年 3 月】

労働省、文部省（当時）は、「全国高等学校統一用紙」を使用するように通達、本籍記入を都道府県のみに変更。

【1996 年 3 月】

統一応募用紙から、「本籍地」「家族」「胸囲」「色覚」欄が削除。

【1999 年】

職業安定法改定。「第 5 条の 4」（求職者の個人情報の取り扱い）と「労働大臣指針」によって統一応募用紙の趣旨に法的な裏付けがなされる。

【2005 年】

統一応募用紙から「保護者氏名」欄の削除。

【2021 年 4 月】

厚生労働省は新たな履歴書の様式例として、**性別欄を任意記載項目とした**。大阪府では 2022 年から削除した応募用紙を作成している。

資料 2

「部落地名総鑑事件」

全国の同和地区の地名，所在地，世帯数，職業などが記載された差別図書（地名総鑑）の存在が 1975（昭和50）年11月に匿名の投書によって発覚して以降，同種の図書8種類が確認されている。企業を中心に，病院や学校等220を超える団体が購入していたことがわかり，国会でも取り上げられるなど全国的に大きな社会問題となった。

また，2005（平成17）年12月，2008（平成18年）年1月にも，大阪市内の興信所において新たに同様の差別図書が保有されていたことが判明した。

就職差別につながるとされる 14 項目

項目	なぜいけないか
1. 戸籍謄（抄）本提出	○本籍，特にくわしい家族関係を知ることは，本人の能力，適性及び意欲にまったく無関係であって差別につながる。 「昭和 51 年 6 月 1 日戸籍法の一部改正により，明治 31 年の戸籍法改正以来の「公開の原則」は人権尊重を重視する立場から大幅に修正された。」
2. 社用紙（企業独自のもの）の使用	○労働者は労働の対価として賃金を受けるものであって，労働力を提供しても決して人格（人権の主体）を売り渡すものではない。したがって応募者・受験者の職務能力それ自身が問題であって，家族環境や家族の職業，財産の有無などは，就職選考に際しては不要なものである。
3. 身元（家庭）調査	
4. 家族の職業，家族の続柄，家族の健康	
5. 家族の地位，学歴，収入	
6. 家族の資産	

7. 住所状況（部屋数，間取りなど）	
8. 宗教	○ 信教の自由は憲法で保障されている。特定の宗派を敬遠することは憲法第 20 条「信教の自由」に違反する。
9. 支持政党	○ 憲法第 19 条「思想及び良心の自由」第 21 条「集会，結社及び言論出版，その他一切の表現の自由」「通信の秘密」に違反する。
10. 生活信条	○ 憲法第 14 条「法の下での平等」に違反する。
11. 尊敬する人物	○ 尊敬する人物を通して思想や生活信条等を調査することになる。
12. 思想	○ 憲法第 19 条「思想及び良心の自由」に違反する。 以上 8. ～12. までは憲法に定められた市民的権利を侵害し，無用の不安を与え偏見を強いるものといえる。
13. 本籍，生まれ育った場所	○ 同和関係者などの出身者を排除しようとする意図がうかがわれ，「部落地名総鑑」などの利用にみられる社会の差別性とも深くかかわる。
14. 生活環境に関する作文（生いたち，私の家庭，父・母を語るなど）	○ 作文を通じて 1. ～13. の項目を調査することになる。基本的人権を侵害する結果を招く。

徳島労働局資料より

参考資料＝アメリカの履歴書一例

参考資料：・「企業と人権」，「なぜ企業が人権問題に取り組むのか」（東京人権啓発企業連絡会）

- ・「公正な採用選考に向けて」 大阪同和・人権問題企業連絡会
- ・厚生労働省HP

他